

谷山駅周辺地区 区画整理だより 選挙特集号

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央5丁目26番7号

連絡先	谷山駅周辺地区係	Tel.099-269-8435 (直通)
	補償係	Tel.099-269-8437 (直通)
	工事係	Tel.099-269-2141 (直通)
	谷山第三地区係	Tel.099-269-8436 (直通)
	管理清算係	Tel.099-803-9662 (直通)
	F A X	099-268-2602



土地区画整理審議会

借地権者委員の

補欠選挙を行います

【投票日】

令和6年7月28日(日曜日)

ただし、届出のあった候補者の数が、欠員の数(1人)をこえないとき、又はこえなくなったとき(立候補の辞退があった場合など)は投票を行いません。

鹿児島都市計画事業谷山駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、平成20年3月21日に事業計画決定の公告を行い、皆様のご理解、ご協力をいただきながら事業を進めております。事業を進めるにあたり「谷山駅周辺地区土地区画整理審議会」を設置しておりますが、この度、**借地権者委員(定数1人)**に欠員が生じたため、**借地権者委員の補欠選挙**を行うことになりました。

このことについて、令和6年4月26日付けで選挙期日についての公告を行いました。併せて、谷山駅周辺地区内の事業用地や公民館掲示板にも選挙期日についてのお知らせを掲示しています。今後の詳細なスケジュールについては、裏面下部をご覧ください。

土地区画整理審議会とは

市が施行する土地区画整理事業では、適正な事業運営を目的として、土地区画整理審議会の設置が法律で定められています。

【土地区画整理法第56条】

1 目的

土地区画整理審議会は、施行地区内の権利者の皆さんの意見を事業に反映させて、事業が公平・公正に運営されるために設置される機関です。

2 組織

谷山駅周辺地区土地区画整理審議会は「10名の委員」で組織されます。【鹿児島都市計画事業谷山駅周辺地区土地区画整理事業施行条例第8条及び第9条】

○現在の審議会委員の内訳

- ① 宅地所有者委員・・・定数7人に対し5人
- ② **借地権者委員・・・定数1人に対し0人**
↓欠員が生じたため、補欠選挙を行います。
- ③ 学識経験者・・・・・・・・・・2人
↓市長が選任します。

※宅地所有者又は借地権者から選挙した委員の欠員がそれぞれ定数の3分の1をこえるに至った場合において、これを補充する予備委員がないときは、補欠選挙を行うことになっております。

○任期 5年間

※今回の補欠選挙で選出された借地権者委員の任期は、前任者の残任期間(令和10年9月7日まで)となります。

3 土地区画整理審議会の権限

○施行者(市)が審議会の意見を聞かなければならない事項

- ・換地計画の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査
- ・換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査 など

○施行者(市)が審議会の同意を得なければならぬ事項

- ・評価員の選任
- ・換地計画において特別の宅地について特別な定めをする場合 など

補欠選挙について

○今回の選挙は借地権者委員の補欠選挙です。

※宅地所有者委員の選挙ではありません。
※宅地所有者の方は対象外となります。

○地区内の借地権者から立候補、又は立候補推薦届を受け付け、届出のあった候補者の数が欠員の数(1人)をこえないとき、またはこえなくなったとき(立候補の辞退があった場合など)は投票を行います。

○宅地の所有者が借地権者委員を選挙することはできません。

○期日前投票、不在者投票、代理投票はできません。(選挙人自ら投票所で投票しなければなりません。)

選挙権および被選挙権について

○ 選挙権および被選挙権は、借地権を有する土地の面積や筆数に関係なく、1人1箇です。

○ 次に掲げる者は、被選挙権がありません。

(選挙権はありません。)

- ① 未成年者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 借地権者として、確定選挙人名簿に記載されていれば、現住所が他の都道府県または他の市町村であっても、選挙権および被選挙権があります。

○ **未登記の借地権を有する方は、「借地権申告書」を提出してください。**

【提出期限】選挙人名簿作成基準日前日(5月15日)

(注) 借地権とは、建物の所有を目的とする土地の賃借権または地上権のことです。耕作を目的とするものや、建物の所有を目的としながらも認められません。

(注) 未登記の借地権を有する方で、借地権の申告がないと、借地権者代表委員の立候補や投票ができなくなります。

○ 借地権者が法人の場合でも選挙権および被選挙権があります。投票はその法人の指定する者が投票することになります。選挙当日にその権限を証明する書面(投票者指定証明書)をお持ちください。

○ 共同借地権者の方は、「代表者選任届出書」を提出している場合に限り、その代表者に選挙権および被選挙権がありますので、代表者を決めて「代表者選任届出書」を提出してください。

【提出期限】

- ・被選挙権を行使する場合↓立候補受付締切日(6月27日)
- ・選挙権を行使する場合↓選挙当日(7月28日)

○ 申告をした借地権者が死亡した場合、「相続届出書」を提出してください。この届出がないと、選挙人名簿に亡くなられた方のお名前がそのまま記載されるため、相続人は選挙権および被選挙権を有しないことになります。

【提出期限】選挙人名簿の縦覧最終日(6月6日)

○ 申告をした借地権者が死亡し、相続人が2人以上いる場合は、前述の「相続届出書」を提出している場合に限り、その代表者に選挙権および被選挙権がありますので、代表者を決めて「相続人の代表者選任届出書」を提出してください。

【提出期限】選挙当日(7月28日)

各種届出の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。「サイト内検索」で「谷山都市整備課」と検索し、「谷山都市整備課が担当しているページ一覧」から「谷山駅周辺地区土地区画整理審議会委員補欠選挙」のページを開いてください。ページ中に「各種届出の様式」の項目がありますので、そこからダウンロードしてください。

マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニオン



選挙日程

事項	期日	場所など
選挙期日の公告	4月 26日(金)	市役所(本庁) 掲示場 谷山支所 掲示板、谷山都市整備課 掲示板 地区内公民館 掲示板等
選挙人名簿の作成基準日	5月 16日(木)	
借地権の申告の受理停止	5月 16日(木) から 6月 17日(月) まで	
選挙人名簿の縦覧	5月 24日(金) から 6月 6日(木) まで (土曜日、日曜日を含む)	縦覧場所: 谷山都市整備課 縦覧時間: 午前8時30分から 午後5時15分まで
選挙人名簿の確定	6月 17日(月)	
異議申出がなかった旨の公告 又はすべての異議について決定をした旨の公告	6月 17日(月)	市役所(本庁) 掲示場 谷山支所 掲示板、谷山都市整備課 掲示板 地区内公民館 掲示板等
立候補届および立候補推薦届の受付	6月 18日(火) から 6月 27日(木) まで (土曜日、日曜日を含む)	受付場所: 谷山都市整備課 受付時間: 午前8時30分から 午後5時15分まで
候補者の氏名、住所の公告 (選挙を行わない場合はその旨の公告)	6月 28日(金)	市役所(本庁) 掲示場 谷山支所 掲示板、谷山都市整備課 掲示板 地区内公民館 掲示板等
投票および開票	7月 28日(日)	投票所: 谷山都市整備課2階(大会議室) 投票時間: 午前8時30分から 午後5時15分まで
当選者の氏名・住所の公告	7月 29日(月)	市役所(本庁) 掲示場 谷山支所 掲示板、谷山都市整備課 掲示板 地区内公民館 掲示板等